

## 運転免許証の有効期限切れによる失効再取得手続きについて

運転免許証の有効期限が満了した場合、運転免許証は無効になります。

しかし、有効期限が切れてから、下記の期間内（A又はB）に該当する場合で、一定の条件を満たしている場合は、失効した運転免許の再取得が出来ます。

有効期限が満了してしまった後は、更新の扱いではなく、免許の再取得（試験を受けなおしていただく。）の扱いになります。

ただし、法律によって、試験の一部（学科試験と技能試験）が免除されるため、適性試験に合格し、関係する講習を受講すれば、再取得できます。（70歳以上の方は、申請前に高齢者講習等の受講が必要になります。）

なお、当県で手続きが可能なのは、山梨県内に住民登録をしている方、または山梨県内に一時滞在している日本国籍を有する国外転出者となります。

### A：有効期限から6か月以内の場合

有効期限から6か月以内であれば、やむを得ない事情が無い場合でも手続きができます。（いわゆる、うっかりして有効期限を切らしてしまった場合など）

#### ● 手続きに必要なもの

□ 運転免許証（有効期限が切れたもの）

※ 紛失してしまった場合は、運転免許経歴証明書（自動車安全運転センター（連絡先電話055-285-2345）で取得できます。）を事前に準備して、持参してください。

□ 住民票（6か月以内に交付を受けたもの）1通

※ 日本国籍の方

本籍記載のもの

※ 日本国籍で国外転出されている方

次の①②③すべてが必要です。

・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍事項証明書…①

・ 住所を確かめるに足りる書類

　　国外転出者の滞在場所証明書…②

　　証明者（世帯主）の住民票…③

国外転出者の滞在場所証明書について、世帯主以外の方が証明する場合、申請者滞在先の住所と証明者の住所が異なる場合等については、他の証明書類が必要な場合があります。

必ず申請前にお問い合わせください。

※ 住民基本台帳法の適用を受ける外国籍の方

特定事項が記載された住民票

特定事項とは

住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票  
に記載することとされている事項

→ 国籍／法第30条45規定区分／在留資格／在留期間／  
在留カード等番号／在留期間の満了の日

なお、在留期間の満了の日を超過している場合は手続きできません。

※ 住民基本台帳法の適用を受けない外国籍の方

別途、お問い合わせください。

マイナンバーカード（マイナ免許証希望の方。署名用電子証明書が有効期限内  
であること、また同証明書の暗証番号も必要になります。）

申請用写真 1枚

縦3.0cm×横2.4cm、無帽・無背景、6ヶ月以内に撮影したもの

※ 施設内でも撮影できますが、実費（800円位）がかかります。

手続費用

試験手数料、交付手数料、講習料等が、5,000円～6,000円位

※ 所持している免許の種類等によって異なります。

試験手数料 1,950円（1種目ごとに）

交付手数料 免許証のみ 2,350円、マイナ免許証のみ 1,550円  
免許証とマイナ免許証の両方 2,450円

（複数の免許を所持する場合、一種目ごと、1枚ごとに200円追加）

講習手数料 優良講習 500円、一般講習 800円、  
違反講習 1,400円、初回講習 1,400円

印鑑（ない方は、サインでも可です。）

更新連絡はがき（持参できる方はお願いします。）

高齢者講習終了証明書（70歳以上の方）

高齢者講習を受講しなければならない方は、事前に高齢者講習を受講することが義務づけられています。

手続きに来る前に、いずれかの教習所等で受講を済ませ、「高齢者講習終了証明書」を持参してください。

やむを得ない事情（病気、入院、海外渡航等）がある方は、やむを得ない事情を証明するもの

※ 医師や病院の診断書等（病名、発症の診断を受けたときから手術・治療を行い、今まで免許の申請手続きができなかった経緯がわかるものや、入院の期間等が明記されているもの。）

※ パスポート（免許失効前の出国（日本の出国日）から最新の帰国（日本の入国日）までの記録を、現物で確認します。空港は自動ゲートの通過ではなく、出入国印の押印を依頼して下さい。）

出入国印が押されていない場合、出入国管理庁（電話：03-5363-3005）に問い合わせ、押印してもらえるかご確認ください。

出入国印で確認できない場合は、

- ・ 法務省の出入国記録
- ・ 在外公館が発行する在留証明書
- ・ 勤務先などが発行する駐在証明書
- ・ パスポートを更新されている方は、出国日がわかる古いパスポート
- ・ パスポートと併せて確認するための航空機チケットの半券（控え）や航空会社発行の搭乗証明（スマートフォン等画面のものは、印刷してご提示ください）

等が必要になります。

※ 在監証明書

#### □ 外国の運転免許証（お持ちの方）

※ 日本の運転免許と同等以上の外国の運転免許証をお持ちの方で、その免許を取得してから当該国で通算1年以上の滞在が証明できる方（運転免許証の内容（取得日が記載されておらず、交付日から出国日の間が1年未満の場合等）によっては、その国の運転経歴証明書等が必要になる場合があります。）は、初心運転者標識が免除となります。（法律上、今回の免許再取得から過去6か月以内の運転経験（滞在）が確認出来ない場合は、初心運転者期間制度の該当者になります。）

#### B：有効期限から3年以内の場合

やむを得ない事情（病気、入院、海外渡航等）がある方は、有効期限が切れてから3年以内でしたら、手続きができます。（ただし、やむを得ない事情があけてから1か月以内に手続きをする必要があります。）

取扱いについては、上記Aと同様です。

持ち物についてもAと同様ですが、「やむを得ない事情」が証明できるものを必ず持参してください。

A・Bともに、手続きは、南アルプス市の運転免許課（総合交通センター）または、都留市の運転免許課都留分室で行っております。

受付は、平日（月曜日から金曜日）の午後1時00分から午後1時30分までです。申請書類等を記入していただく必要がありますので、午後1時00分頃までに来庁願います。

なお、運転免許証の有効期限が切れてしまった場合は、くれぐれも手続き前には運転されないようにお願いします。（無免許運転になってしまいますので、来庁される際は、ご家族等の送迎や、バス・タクシー等の公共交通機関をご利用ください。）

**C：やむを得ない事情がなく、有効期限から6か月以上経過してしまった場合  
(ただし、1年以内)**

やむを得ない事情がなく、6か月を超えてしまった場合は、運転免許は無効となり、もう一度運転免許試験を受けて、取得していただくことになります。

ただし、6か月を超えて1年以内の方にあっては、普通免許等を取得する際に必要な「仮運転免許証」が、適性試験の合格のみで交付を受けることができます。

仮運転免許証の取得申請に必要なものは、上記Aと同様ですが、

申請用の写真が2枚

手数料は試験手数料（1,650円）と交付手数料（1,100円）が必要になります。

申請手続きは、南アルプス市の運転免許課のみで取り扱います。

この場合、全て予約制となりますので、平日の午後4時00分から午後5時00分までの間に、下記担当まで電話予約をお願いします。

※ 3年を超えてしまった場合は、どのような理由があっても、失効による手続きはできません。もう一度、最初から運転免許試験を受験していただくことになります。

長期間運転をされていませんと、運転技能や交通法規等の知識が低下している場合がありますので、再度試験を受け直してもらわなければなりません。

ただし、2001年（平成13年）6月19日より前に、やむを得ない事情が発生し、現在まで継続していた方（旧法律の該当者）は、その事情があけてから1か月以内であれば「失効」としての申請ができます。（詳細は、別途お問い合わせください。）

なお、有効期限から3年以上経過してしまった場合でも、外国で運転免許証を取得されている方のうち

- 当該国の運転免許証が有効期限内であること

- ・ 当該国の運転免許証を取得後、その国に通算して3か月以上の滞在があることに該当する場合は、外国免許の切替手続きを申請することができ
- ・ 本審査及び面接
- ・ 適性試験、知識及び技能の確認

で問題がなければ、日本の運転免許証を取得することができます。

詳細につきましては個別にお問い合わせください。

山梨県警察本部交通部

運転免許課試験担当

電話 055-285-0533

(問合せ受付時間：平日8:30～17:00)